

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第9条中「元利均等半年賦償還」を「元利均等年賦償還，元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還」に改める。

第12条中「据置期間経過後は，」の次に「保証人（第14条第1項に規定する保証人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を立てる場合には無利子と，保証人を立てない場合には」を加え，「3パーセント」を「1パーセント」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし，保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は，この限りでない。

第14条第1項中「立てなければならない」を「立てることができる」に改める。

第15条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条及び第14条の規定は，この条例の施行の日以後

に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第13条の規定は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、この条例の施行の日以後に同条各号に該当することとなった場合について適用し、同日前に該当することとなった場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第15条の規定は、同条の規定による違約金のうち、この条例の施行の日以後の期間に係る部分について適用し、同日前の期間に係る部分については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、据置期間経過後の貸付利率について条例で定めることとされたことを受けた当該利率の見直しをすること等に伴い、所要の改正をする必要による。